

〈修士論文要旨〉

# 東シナ海における主権

—海洋資源の利用と国民の意識—

河 合 克 則\*

## I. 本稿の意義

政治地理学の分野で領土に関する研究は古典的な部類に属するものである。現在は下火になっており、地政学 (geopolitics)、政治地理学 (Political Geography) の研究が盛んな英語圏での研究は多用化している。

敢えて古典的なテーマを選んだのは、海洋及び海底の所有権について新しいルールによる線引きが始まりつつあることが挙げられる。技術の発達によってこれまでより深海に存在する非生物資源の採掘が可能になり、それを巡る国家間の争いは加速することになった。海洋における資源利用の歴史は、誰もが自由に資源を取得できた時代から国家が海洋資源を囲い込む時代に移りつつある。そのため、それ自体には大きな価値の無い小さな島や岩礁が国際紛争の対象になっている。そういった国境の係争地は資源ナショナリズムの最前線といえる。

領土を巡る争いも、直接戦火を交えるのではなく法的、歴史的正当性を争う傾向がある。各分野で領土保有の正当性を論じるものは多いが、本稿では正当性ではなくこれまでの問題の展開から今後の展開を論じる。

## II. 加速する資源獲得競争

現在、アジア各国は経済発展により資源獲得競争が激化している。東シナ海に面する国々は比較的早くから経済発展を遂げた地域であるので資源の消費量が非常に多い。その一方で、近代国家としての成立時期がずれている事、歴史的経緯が複雑である事もあり排他的経済水域の設定は非常に困難な物となっている。更に政治的な地位が明確ではない台湾 (中華民国) が存在し国家間の交渉も難しい。

しかし、限られた資源を長期的に利用するためには各国間の協力が必要である。また、アメリカ合衆国との同盟関係にある日韓台同士はもちろん、それらと中国の武力衝突は危険が大きい。資源争い、領土争いの過程での武力衝突も避けなければならない。それらを前提として考察する。

### Ⅲ. 東シナ海におけるポイント

#### ①排他的経済水域設定

日本、中国、韓国、台湾の全てが排他的経済水域の設定には合意していない。いくつかの暫定的な取り決めがあるのみとなっている。現在交渉中の事案も多い。2008年日中韓サミットが開かれ、様々な経済協力が促進されている。

日本と中国の間では、日中沿岸から等距離に位置する中間線を主張する日本側と、沖縄トラフまでの大陸棚全域の保有を主張する中国側との間に隔たりがあり、互いの主張は平行線を辿っている。この問題は一時的に棚上げされる模様。

日本と韓国の間では排他的経済水域設定交渉は現在棚上げされている状態である。将来的には交渉を再開する取り決めであるが不透明な状況である。

中国と韓国の間では、蘇岩礁（韓国名：イオド）を巡って対立が存在する。韓国は海面下の島であると主張している。しかし、中国側は岩礁であるとしている。国際法的には明確に岩礁である。中国と韓国の排他的経済水域設定交渉も難航している。

中国と台湾の当局者同士の間で様々な交渉が設けられているが、中国側に台湾を独立させる意思は無いのでこの点に関する交渉は無い。

#### ②漁業問題

日本と中国、日本と韓国、中国と韓国の間には暫定的な漁業協定が結ばれている。台湾と日本、台湾と中国の間にはそれらの協定は結ばれていない。中国の漁船の違法操業が、特に韓国沿岸において顕著に見られる。

#### ③天然ガス問題

中国のみが採掘施設を建造し天然ガスの生産を行っている。2001年度に日中で成立した海洋調査の際の事前通報の取り決めがあるが、中国側は何度かこの取り決めに破っている。2008年6月には日中間で一部海域の共同開発に向けた合意が成立した。

#### ④尖閣諸島領有問題

日本が実効支配する尖閣諸島に対して中国と台湾がいくつかの行動を起こしている。両者共に、民間の抗議団体による尖閣諸島への接近、上陸。中国は海洋調査船による領海侵入が見られる。

### Ⅳ. まとめ

4つの国と地域には協調が求められる。漁業資源の長期的利用を考えた場合、中国政府には自国漁船の違法操業に対して、責任ある啓蒙活動が必要である。

韓国政府が蘇岩礁を自国領土としたいのなら、新しい国際法の概念を考え出さなければならない。

台湾には、東シナ海に面する一地域として何らかの形で日中韓サミットに関係することが必要である。

日本政府には、国際法構築に向けた取り組みが必要である。今後、国際海洋法などの海洋資源利用に関する国際法は変化していくだろう。かつて3海里であった領海の延長もいくつかの国々の主張から始まった。技術が発達するに連れて人類が開発可能な空間は増え続けることは確実であるからである。死減少国である日本が資源を合法的に獲得するためには国際法作りに関わっていく必要がある。